

「未来つながる宇和島」配信・サポーター業務委託仕様書

1 名称 「未来つながる宇和島」配信・サポーター業務

2 目的

高校を卒業し進学・就職等で市外へ出て行く若者に対し、SNS を活用し、市内の最新情報・就職情報・コラム・動画などを定期的に配信する。また、その若者の保護者や地元の友人等（サポーター）に対して同じ情報を配信し、二方向からのアプローチを図ることで、親子や友人間の繋がり強化を図りながら、若者と地元との繋がりを継続させることを目的とする。

3 委託期間 委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 情報配信業務

本業務で運営する SNS の機能を用いて、市に関する情報を配信する。委託期間中、市は受託者に対し各 SNS の配信にかかる権限を付与し、受託者が配信を行う。

【ターゲット】・高校を卒業し、進学・就職等で市外へ転出する 10～20 歳代の若者
・市外へ転出する若者の保護者や地元の友人（サポーター）

【利用する SNS】LINE・Facebook・Instagram・X・Youtube

【配信回数】Facebook・Instagram・X：月3回以上

LINE・Youtube：協議の上決定

その他、配信方法や運用等詳細については別途協議の上、決定する。

①配信内容

メインコンテンツとサブコンテンツで構成する。各コンテンツの具体的な内容については、市と協議の上、受託者によって企画書を作成し決定する。

ただし、若者に対し、宇和島で働く意識を育み、繋がりを継続することでいつかは帰りたいという気持ちを持ってもらうことを意識した内容とすること。

配信回数は、原則、メインコンテンツは月1回以上、サブコンテンツは月2回以上とするが、各 SNS の特性を考慮して調整すること。

【メインコンテンツ】宇和島に住む若い世代の仕事や暮らしについての特集。

【サブコンテンツ】風景画像・イベント告知・タイムリーニュース等、簡易なもの。

②規格・仕様等

- ・受託者により撮影・取材・編集等を行う。
- ・撮影許可が必要な場所及び施設等の諸手続きについては、原則受託者が行うものとする。
- ・撮影した写真等について、市が発信する他の媒体でも使用する可能性があるため、掲載施設等への許

可申請及び写真入手の際には、これを前提に許可を得ること。

- ・画像・映像等、市で保有しているものは、協議の上使用可能とする。
- ・動画を配信する場合は、1分程度の長さとし、SNSをはじめWEB上において最適な画質であるとともに、DVD等複数の媒体でも再生可能なデータ形式を準備すること。
- ・SNSへ寄せられるコメント、メッセージへの返信は原則市が行うものとする。

(2) デジタルマーケティング業務

本事業を広く浸透・拡散させるために、デジタルマーケティングの手法を活用し、SNSのフォロワー数拡大に努めること。具体的な手法については、受託者からの提案によるものとする。

配信状況等の分析・検証結果・改善内容については、1ヶ月分をまとめて翌月に報告書として市へ提出すること。

なお、フォロワー数の数値目標は、年間600件増（全SNSのフォロワー数の合計）とする。

(3) イベント開催業務

本事業のSNSフォロワー層を対象としたイベントを開催する。

- ・開催時期 1月頃
- ・目標来場者数 20～30人
- ・開催場所 東京都内を想定
- ・内容 本事業の趣旨に沿ったプログラムを提案すること。

(4) その他

LINEについては、契約後速やかにライトプラン以上の料金プランを設定すること。なお、プランの利用料金については、委託料に含むものとする。

5 納品内容

成果品として次のものを納品すること。

- (1) 業務完了報告書（様式1号）
- (2) 実績報告書（任意様式）
- (3) 配信したコンテンツ一式（元画像、動画含む）のデータを収めた電子媒体（CD-RまたはDVD-R）

6 納品場所 宇和島市企画政策部 企画課 移住定住推進室（宇和島市役所5階）

7 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、市と緊密な連携を取り、迅速かつ効率的に遂行するよう努めること。
- (2) 業務実施における必要な経費（許諾・借用等に発生する費用を含む。）は委託料に含む。
- (3) 本仕様書に記載した内容に対して、具体的な企画等を提案すること。
- (4) 制作に使用する映像・音楽・画像等において、市で二次利用が可能なものであること。
- (5) 市の「シティブランディング」によって作成されたコンテンツ（ロゴマーク、キャッチコピー等）

を積極的に使用すること。

- (6) SNS の運用については、「未来つながる宇和島」関連 SNS 利用規約に基づき、適切に運用するものとし、アカウント名、URL 等は、市が既に取得しているものを使用すること。
- (7) 業務上知り得た個人情報等の秘密について、他人に漏らすことがないように十分注意すること。また、業務完了後についても同様の扱いとする。
- (8) 本業務のために撮影した映像・画像素材及び成果品の著作権は市に帰属するものとする。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (9) 成果品の内容に重大な誤りがあった場合は、受託者において回収、修正、再製作等の処置を行うこと。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、双方が速やかにこれを協議し決定する。